

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

衆議院議長 大島 理森 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

参議院議長 三東 昭子 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところですが、そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。

この海洋放出決定について、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いています。

南会津郡内では、東京電力福島第1原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。

この間、行政当局や議会、商工団体、農林業団体など町をあげての風評被害払拭に全力を上げてきたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組みを後退させ「再発を招く」ものにほかなりません。

海洋放出決定による影響は、地元の漁業関係者はもとより福島県内全ての県民に更なる負担を強いるものであります。

また、ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原因から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと云われています。

国及び東京電力には、海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、処分方針を下記のとおり見直すよう再検討されることを、只見町議会は強く要望します。

記

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- 一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウム除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

環 境 大 臣 小泉 進次郎 様

福島県南会津郡只見町議会

議長 大塚 純一郎